

自然公園法施行規則の一部を改正する省令改正案新旧対照表

○自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別地域に係る行為）</p> <p>第十一条の三 法第二十条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 国定公園の区域のうち、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する登録簿に掲げられている湿地の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定湿地」という。）又は世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する一覧表に記載されている同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びそ</p>	<p>（許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別地域に係る行為）</p> <p>第十一条の三 法第二十条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 その高さ（工作物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この条において同じ。）が五十メートル又はその地上部分の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが五十メートル又はその地上部分の容積が三万立方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）</p> <p>二 面積が二十ヘクタールを超える土地の開墾その他土地の形状の変更又は水面の埋立て若しくは干拓</p> <p>三 国定公園の区域のうち、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する登録簿に掲げられている湿地の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定湿地」という。）又は世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する一覧表に記載されている同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びそ</p>

の周辺の区域若しくは同条約第二条に規定する自然遺産の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定世界遺産区域」という。）内において行われる次に掲げる行為

イ その高さ（工作物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この号及び第十二条の二第一号において同じ。）が十三メートル又はその水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが十三メートル又はその水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）となる場合における改築又は増築を含む。）

ロ ホ （略）

二 指定湿地内又は指定世界遺産区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為

三 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第二十条第三項第六号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又は一部が含まれる場合にあつては、当該湖沼又は湿原に係る同号に掲げる行為

（許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別保護地区に係る行為）

第十二条の二 法第二十一条第五項に規定する環境省令で定める

の周辺の区域若しくは同条約第二条に規定する自然遺産の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定世界遺産区域」という。）内において行われる次に掲げる行為

イ その高さが十三メートル又はその水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが十三メートル又はその水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）となる場合における改築又は増築を含む。）

ロ ホ （略）

四 指定湿地内又は指定世界遺産区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為

五 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第二十条第三項第六号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又は一部が含まれる場合にあつては、当該湖沼又は湿原に係る同号に掲げる行為

（許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別保護地区に係る行為）

第十二条の二 法第二十一条第五項に規定する環境省令で定める

行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 その高さが五十メートル又はその地上部分の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが五十メートル又はその地上部分の容積が三万立方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）

二 面積が二十ヘクタールを超える土地の開墾その他土地の形状の変更又は水面の埋立て若しくは干拓

三 第十一条の三第二号に掲げる行為

四 指定湿地内又は指定世界遺産区域内において行われる法第二十一条第三項各号に掲げる行為（前各号及び次号に掲げる行為を除く。）

五 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第二十一条第三項第一号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又は一部が含まれる場合にあつては、同号に掲げる行為のうち当該湖沼又は湿原に係る法第二十条第三項第六号の規定に係るもの

（許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等）

第十五条の三（略）

2（略）

3 第一項に該当するもののほか、法第二十条第三項、第二十一

行為は、次の各号に掲げるものとする。

（新規）

（新規）

一 第十一条の三第一号、第二号及び第四号に掲げる行為

二 指定湿地内又は指定世界遺産区域内において行われる法第二十一条第三項各号に掲げる行為（前号及び次号に掲げる行為を除く。）

三 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第二十一条第三項第一号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又は一部が含まれる場合にあつては、同号に掲げる行為のうち当該湖沼又は湿原に係る法第二十条第三項第六号の規定に係るもの

（許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等）

第十五条の三（略）

2（略）

3 第一項に該当するもののほか、法第二十条第三項、第二十

条第三項若しくは第二十二條第三項の規定による許可の申請又は法第二十条第六項若しくは第八項、第二十一条第六項、第二十二條第六項若しくは第三十三條第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

（環境大臣との協議を要する国定公園に係る国の機関の行う行為）

第十九条 法第六十八条第二項に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げる当該行為が行われる区域の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 特別保護地区 第十一条の三第二号並びに第十二条の二第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる行為
- 三 (略)

一条第三項若しくは第二十二條第三項の規定による許可の申請又は法第二十条第六項若しくは第八項、第二十一条第六項、第二十二條第六項若しくは第三十三條第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

（環境大臣との協議を要する国定公園に係る国の機関の行う行為）

第十九条 法第六十八条第二項に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げる当該行為が行われる区域の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 特別保護地区 第十一条の三第一号、第二号及び第四号並びに第十二条の二第二号及び第三号に掲げる行為
- 三 (略)